

## よくある質問

### 国際サステナビリティ保証基準 5000

#### サステナビリティ報告の保証はなぜ重要なのか。

財務報告とおおむね同様に、外部保証は、報告されるサステナビリティ情報の信頼性に寄与する主要な役割を担い、それにより当該情報に対する意思決定者の信用と信頼を高めるものである。報告は、財務情報であるかサステナビリティ情報であるかにかかわらず、公共の利益に資する強固で透明性のあるデュー・プロセスを適用する独立した機関が策定した国際的に認められた基準に準拠した保証を受けることで、その信頼性が増す。

#### サステナビリティ情報の保証業務の目的は何か。

保証業務実施者がサステナビリティ情報のレビューを行う際には、当該情報が正確かつ信頼できるものであることの確認を目的としている。保証業務実施者は、依頼された内容に応じて、合理的保証又は限定的保証を得ることでこれを達成する。

保証業務実施者は、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示がないかどうかの証拠を入手するための手続を立案し実施する。虚偽表示には、定性的なものも定量的なものもあり、情報の省略、又は曖昧な情報若しくは誤解を招く情報を含む場合もある。虚偽表示には「大きいものも小さいもの」もあり、偶然生ずる場合も意図的に生ずる場合もある。虚偽表示の内容は表示された数値である場合も情報の省略である場合もあり、全体像の理解を阻害する。保証業務実施者のゴールは、サステナビリティ情報が信頼できるものであることを確認することであり、これは、環境、社会、文化又はガバナンスに関する事項が事業体に及ぼす影響、又は事業体がこれらの事項に及ぼす影響を全ての人が理解するのに役立つ。

#### 保証業務は監査と異なるのか。

提案されている ISSA 5000 は、サステナビリティ情報の合理的保証業務及び限定的保証業務の両方を対象として策定されている。財務諸表の監査で得られる保証水準は合理的保証であり、サステナビリティ情報の合理的保証業務の場合と同等である。財務諸表のレビューで得られる保証水準は限定的保証であり、サステナビリティ情報の限定的保証業務の場合と同等である。限定的保証業務が提供する信頼性は、合理的保証業務が提供する信頼性よりも低い。それでもなお、限定的保証業務は、報告される情報に対する利害関係者の信頼を高めることになるだろう。

#### 最近公表された IFRS サステナビリティ開示基準 (S1、S2) を用いて作成された報告書の保証において、提案されている ISSA 5000 は使用できるか。

使用できる。IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、ISSA 5000 に基づいて保証されるサステナビリティ報告に適した規準を提供するサステナビリティ報告基準及び枠組みのひとつである。国際サステナビリティ基準審議会は、IAASB が ISSA 5000 の策定において適合性を確保するために協議した基準設定主体のひとつである。

---

ISSA 5000 は、枠組みに対して中立的であり、サステナビリティのあらゆる枠組み又は適合する規準に基づき報告される情報の保証に使用することができる。適合する報告規準とは、目的適合性、完全性、信頼性、中立性、理解可能性を有するサステナビリティ情報をもたらす規準である。

### **提案されている ISSA 5000 は、他の IAASB 基準と共に適用しなければならないのか。**

ISSA 5000 は単独 (stand-alone) の基準であり、既存の IAASB の他の監査基準又は保証基準の適用は求められない。そのため、国際監査基準 (ISA) 又は国際保証業務基準 (ISAE) に精通していない業務実務者でも有効に使用することができる。しかしながら、ISSA 5000 は、保証業務実施者に対し、関連する職業倫理に関する規定を遵守し、国際会計士倫理基準審議会が公表する「職業会計士のための国際倫理規程 (国際独立性基準を含む。)」及び IAASB の一連の品質マネジメント基準と少なくとも同程度厳しい品質管理システムを適用することを求めている。これらは、強固で信頼性の高い保証業務に不可欠な事項である。

### **提案されている ISSA 5000 を使用するの誰か。**

本基準は、業務実施者の職業にとらわれないため、全ての保証業務実施者が利用できる。ただし、二つの点に注意が必要である。すなわち、業務実施者は、IESBA 倫理規程と少なくとも同程度厳しい職業倫理に関する規定を遵守しなければならず、かつ、IAASB の一連の品質マネジメント基準と少なくとも同程度厳しい品質管理システムを適用するファームの構成員でなければならない。IAASB の一連の品質マネジメント基準には、業務実施者と業務チームが独立性を有しており、かつ、品質保証業務を推進するシステムが整備されているという要求事項が含まれている。法令又は各国又は地域の職業専門家の規定に、誰がサステナビリティ保証業務を実施できるかに影響を及ぼす可能性のあるその他の規定又は追加的な規定が含まれることもある。

### **本基準は、異なる国や地域でどのように使用されるのか。**

各国又は地域の政策決定者、基準設定主体及び規制当局が、現地のニーズに基づき、ISSA 5000 の適用時期、追加的な要求事項の必要性、及びサステナビリティ情報の保証業務を実施できる者を決定する。

### **最終的な ISSA 5000 は義務化されるか。**

ISSA 5000 を含む IAASB の国際基準は、国又は地域レベルで採用及び導入される。各国又は地域並びに規制当局は、サステナビリティ報告及び保証を義務付けるかどうかを決定し、義務化する場合には、対象となる事業体の規模や種類を決定する。保証を要求する時期を決定するのは IAASB ではない。規制当局によって義務化されない場合でも、多くの事業体は、投資家や出資者を含む利害関係者のニーズを満たすために、サステナビリティ開示情報に対する保証を得ることが必要になることがある。

### **提案されている ISSA 5000 は、特定のサステナビリティ事項又は側面に関する情報の報告又は開示を要求するか。**

要求しない。サステナビリティの枠組み、基準、又はその他の適合する規準に準拠して (報告が

---

義務であるか任意であるかにかかわらず) サステナビリティ情報の作成と報告をすることは、事業体の経営者の責任である。ISSA 5000 は、サステナビリティ情報に対する保証業務を実施する際に、保証業務実施者によって適用される。ISSA 5000 は、どの情報が利害関係者の意思決定に関連するかを事業体が継続的に判断できるよう策定されている。ISSA 5000 は、開示されるサステナビリティ情報の内容にかかわらず、つまり、サステナビリティのトピック（気候、生物多様性、人権、労働慣行等）及びこれらのトピックの側面（リスクと機会、ガバナンス、測定指標及び主要業績指標等）全てにわたって、適用できる。

### **どのような事業体に提案されている ISSA 5000 を適用できるか。**

ISSA 5000 は、サステナビリティ情報を報告し保証を求めるあらゆる事業体を対象とする保証業務に使用できる。これには、グループや上場会社等を含むあらゆる種類、業種又はセクターだけでなく、あらゆる規模及び複雑性の事業体が含まれる。

### **国際保証業務基準（ISAE）3000（改訂）及び ISAE 3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」は引き続き適切か。**

適切である。2024 年に ISSA 5000 の最終版が公表された後も、ISAE 3000（改訂）は、過去財務情報の監査若しくはレビュー又はサステナビリティ情報に対する保証業務以外の保証業務において引き続き使用される。また、業務実施者が温室効果ガス報告に対して個別の結論を提供する場合にも、ISAE 3410 は引き続き適用される。ISSA 5000 の公開草案には、ISSA 5000 との関係性に対応するための ISAE 3000（改訂）及び ISAE 3410 の適合修正が含まれる。

### **IAASB は、主にどの論点について意見を求めているのか。**

提案されている ISSA 5000 に関して IAASB がフィードバックを求めている質問には、以下のようなものがある。

- ・ 公共の利益に対応しているか。
- ・ 範囲と適用可能性は明確か。
- ・ 限定的保証業務と合理的保証業務の両方を実施するための適切な根拠を提供しているか。
- ・ サステナビリティ情報を作成する上で事業体が使用する規準の適合性及び利用可能性に対する業務実施者の評価に適切に対応しているか。
- ・ グループのサステナビリティ情報に対する保証業務、又は事業体が「連結」サステナビリティ情報を表示するその他の状況の保証業務に適用できるか。
- ・ 不正（グリーンウォッシュを含む。）のトピックに適切に対処しているか。
- ・ 要求事項は、利用者の情報ニーズを満たす保証報告を促進するものか。

IAASB がフィードバックを求める質問一覧は[説明文書](#)に掲載されている。

---

本文書は、国際監査・保証基準審議会（IAASB）のスタッフによって作成された。

IAASB は、IAASB の活動を監視する公益監視委員会、及び基準及びガイダンスの策定に公益の助言を提供する IAASB 諮問助言グループが関与する共通の基準設定プロセスの下で、全ての会計専門家が使用する監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。

IAASB の目的は、高品質の監査、保証及びその他関連する基準を設定し、国内外の監査及び保証基準の収斂を促進することにより公共の利益に資することであり、それにより、世界中の業務の質と一貫性を高め、グローバルな監査及び保証の専門家に対する信頼を強化することにある。

-----

[IAASB](#) は、IAASB の活動を監視する [公益監視委員会](#) 及び基準及びガイダンスの策定に公益の助言を提供する IAASB 諮問助言グループが関与する共通の基準設定プロセスの下で、全ての会計専門家が使用する監査及び保証基準並びにガイダンスを策定している。IAASB の業務をサポートする構造とプロセスは、国際倫理・監査財団（IFEA）によって促進されている。著作権、商標、及び許可に関する情報については、[許可申請ページ](#) にアクセスするか、[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org) まで問い合わせのこと。

本公表物は、日本公認会計士協会によって英語から日本語に翻訳されている。全ての IFAC の文書の正文は、IFAC により英語で公表されたものである。IFAC は、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

本公表物の複製、保存、送信又は他の類似する使用については、[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org) へ問合せの上、許可を得なくてはならない。